

「公共施設等の整備等において民間事業者
の行い得る業務範囲」について

平成16年6月
内閣府民間資金等活用事業推進室

本調査は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議において、とりまとめられたものである。

現時点において、「民間事業者（選定事業者）がＰＦＩ事業として行い得る業務の範囲」について、各省各庁としての考えを示したものである。

１．調査対象

個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律

２．とりまとめ内容

民間事業者がＰＦＩ事業として行い得る業務の範囲

３．公共施設等の管理者の区分

類型：公共施設等の管理者を国・地方公共団体に限定しているもの（特別法により、特殊法人等を管理者にしている例外を含む）・・・・・・様式１

類型：公共施設等の管理者を原則として地方公共団体としながら、民間事業者の設置管理も認めるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式２

類型：公共施設等の管理主体について民間、公共団体の区分にかかわらず認めているもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式３

４．各様式について

基本的に、各様式とも「施設名」「法令名」「管理者・事業者の名称」「施設の種別」「管理者等」「根拠法令」を記述し、各法において、管理者等の権限とされている行為を規定している条文について一条毎に民間事業者が行い得るか等について記述の上、「ＰＦＩ事業範囲の例示」を示すかたちで整理している。

上記３．で示すとおり、公共の関与の度合いが類型によって異なることから、類型２、３においては、手続き等におけるＰＦＩ事業と民間事業の差の有無についても回答を求めている。

-目次-

所管省庁名	施設名	法令名	管理者・事業者の名称	施設の種別	管理者等	根拠法	類型	頁
財務省	国家公務員宿舎	国家公務員宿舎法		宿舎	財務大臣及び各省各庁の長	国家公務員宿舎法第4条及び第5条		1
文部科学省	公立学校	学校教育法	地方公共団体	公立学校	地方公共団体	学校教育法第5条		3
厚生労働省	水道施設	水道法	水道事業者	水道施設	水道事業者（原則市町村。市町村の同意により市町村以外の者も可。）	水道法第6条		4
厚生労働省	水道施設	水道法	水道用水供給事業者	水道施設	水道用水供給事業者	水道法第26条		5
厚生労働省	病院 診療所	医療法	地方公共団体	医療施設	地方公共団体			6
厚生労働省	市町村保健センター	地域保健法	市町村	保健衛生施設（ ）		地域保健法第18条		7
厚生労働省	社会福祉施設	社会福祉関係各法	地方公共団体	社会福祉施設	社会福祉事業者（個別法に制限のある施設もある）	社会福祉関係各法		8
農林水産省	土地改良施設	土地改良法		農業用排水施設等	農林水産大臣、地方公共団体等	土地改良法		10
農林水産省	漁港	漁港漁場整備法	漁港管理者	天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体としての漁港	地方公共団体	漁港漁場整備法第25条		11
農林水産省	卸売市場	卸売市場法	開設者	中央卸売市場	都道府県又は人口20万人以上を有する市	卸売市場法		14
経済産業省	工業用水道施設	工業用水道事業法	工業用水道事業者	工業用水道事業	地方公共団体 地方公共団体以外の者	第3条第1項 第3条第2項		15
				自家用工業用水道	工場、事業場等における自家用工業用水道を設置して用水供給をする者等	第21条第1項 及び施行令第2条		
経済産業省	熱供給施設	熱供給事業法	熱供給事業者	熱供給事業の用に供されるボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備であって、熱供給事業を営む者の管理に属するもの。	熱供給事業者	法第3条（事業許可） 法第2条第2項（熱供給事業の定義） 法第2条第4項（熱供給事業施設の定義）		17
国土交通省	公営住宅	公営住宅法（昭和26年法律第193号）	事業主体	公営住宅	事業主体（公営住宅の供給を行う地方公共団体をいう。）	公営住宅法		19
国土交通省	下水道	下水道法	下水道管理者	公共下水道	公共下水道管理者	下水道法第3条		26
				流域下水道	流域下水道管理者	下水道法第25条の2		
				都市下水路	都市下水路管理者	下水道法第26条		
国土交通省	河川	河川法	河川管理者	一級河川	国土交通大臣（指定区間については都道府県知事又は指定都市の長が事務の一部を行うことができる）	第9条		35
				二級河川	都道府県知事（又は指定都市の長）	第10条		
				準用河川	市町村長	第100条		
国土交通省	航路標識	航路標識法	海上保安庁	航路標識	海上保安庁	航路標識法第2条		43
国土交通省	砂防設備	砂防法	都道府県知事	砂防設備	都道府県知事	砂防法第5条		44
国土交通省	鉄道	鉄道事業法	鉄道事業を営もうとする者					45
国土交通省	都市公園	都市公園法	公園管理者	都市公園	地方公共団体 国土交通大臣	都市公園法第2条の3		46
国土交通省	自動車道	道路運送法	自動車道事業者	自動車道	自動車道事業者	道路運送法第47条（免許）		49
国土交通省	道路	道路法	道路管理者	高速自動車国道	国土交通大臣	高速自動車国道法第6条		50
				一般国道（指定区間内）	国土交通大臣	道路法第12条、第13条		
				一般国道（指定区間外）	国土交通大臣（又は都道府県（指定都市））	道路法第12条、第13条		
				都道府県道	都道府県（指定都市）	道路法第15条		
				市町村道	市町村	道路法第16条		

-目次-

所管省庁名	施設名	法令名	管理者・事業者の名称	施設の種別	管理者等	根拠法	類型	頁
国土交通省	飛行場	航空法・空港整備法	飛行場の設置者	第1種空港～第3種空港	国土交通大臣又は地方公共団体	空港整備法第3条～第9条、航空法第38条		65
国土交通省	飛行場	航空法	飛行場の設置者	飛行場	航空法第38条の許可を受けた者	航空法第38条		66
国土交通省	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	都道府県知事	急傾斜地崩壊防止施設				67
国土交通省	駐車場	駐車場法	路上駐車場管理者	路上駐車場	地方公共団体	駐車場法第6条		68
			路外駐車場管理者	路外駐車場		駐車場法第12条		69
国土交通省	港湾施設	港湾法	港湾管理者・民間事業者	港湾施設	地方公共団体、港務局又は民間事業者	港湾法第2条第5項		70
環境省	公園事業に係る施設	自然公園法		国立公園における公園事業に係る施設	国	第9条第1項		74
					地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下、「公共団体」）	第9条第2項		
					都道府県	第10条第1項		
					都道府県以外の公共団体	第10条第2項		
環境省	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市町村・一部事務組合	一般廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設を設置しようとする者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条		75
環境省	廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者（PFI法第2条第3項に定める公共施設等の管理者等に限らない。）	第15条		76
					廃棄物処理センター（PFI法第2条第3項に定める公共施設等の管理者等に限らない。）	第15条の5		
環境省	浄化槽	浄化槽法	浄化槽管理者	浄化槽	市町村・一部事務組合	浄化槽法		77
農林水産省 国土交通省 共管	海岸	海岸法	海岸管理者	海岸保全区域	地方公共団体（都道府県、市町村）	海岸法第5条		78
				一般公共海岸区域	地方公共団体（都道府県、市町村）	海岸法第37条の3		
農林水産省 国土交通省 共管	地すべり防止施設、ぼた山崩壊防止施設	地すべり等防止法	都道府県知事	地すべり防止施設 ぼた山崩壊防止施設	都道府県知事	第7条 第41条		80

様式 1

類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
国家公務員宿舎	国家公務員宿舎法	
施設の種別	管理者等	根拠法令
宿舎	財務大臣及び各省各庁の長	国家公務員宿舎法第 4 条及び第 5 条
1. 民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（Yes / No ）、 No		
2. 管理者が行う権限とされる規定 宿舎の設置に関する業務（法第 4 条、第 8 条、第 8 条の 2 ） ア）業務内容 宿舎の設置に関する年度計画を定め、その計画に基づいて宿舎を整備する。 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外） 指定管理者制度はない 被貸与者の監督（法第 13 条の 3 ） ア）業務内容 被貸与者が法律に定める義務を守っているかどうかを監督 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 可 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外） 指定管理者制度はない 貸与する者の選定等（法第 13 条の 4、法第 14 条、規則第 8 条） ア）業務内容 宿舎を貸与する者の選定、職員から提出された貸与等の申請の承認 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外） 指定管理者制度はない 使用料の決定、徴収（法第 15 条） ア）業務内容 宿舎の使用料の決定、使用料を報酬から控除 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否		

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外) 指定管理者制度はない 改造、模様替等の承認(法第 16 条) ア) 業務内容 被貸与者が宿舍の改造、模様替その他の工事を行う場合の承認 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否 ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外) 指定管理者制度はない 明渡に関する手続(法第 18 条) ア) 業務内容 明渡のための措置、損害賠償金に関する手続 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否 ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外) 指定管理者制度はない
3. 上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示(指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述) 管理責任や処分権限で民間事業者が行い得る行為(仮に一定の範囲で公共が設定した基準に従う場合には、その旨も記述) 2 の については民間事業者が行い得るが、2 の 、 ~ については不可。 私人の公金取扱いの規定に基づく使用料等の収入の徴収 2 の に該当するが、報酬から控除することとしているため不可 当該施設運営に係るソフト面の企画 要求水準を満たす宿舍の維持管理に関する提案 いわゆる事実上の業務 施設等の設計・建設・管理・清掃、エレベーターのメンテナンス並びに入退去等の諸届出の処理・帳簿整理等は P F I 事業の範囲に含まれる。
4. 今後の検討予定等

様式 1

類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
公立学校	学校教育法	地方公共団体
施設の種別	管理者等	根拠法令
公立学校	地方公共団体	学校教育法第 5 条
1. 民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（Yes / No）。		
2. 管理者が行う権限とされる規定 学校教育法（5 条） ア）業務内容：設置する公立学校の運営管理に係る業務 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否： 3. に掲げる物的管理については委託が可能。 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内/範囲外）		
3. 上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 学校教育に係る業務以外で、例えば次のようなもの ・ 施設の維持補修等メンテナンス ・ 施設の清掃 ・ 警備 ・ 情報システム管理 ・ プールの運営業務（学校教育に支障の無いもの）		
4. 今後の検討予定等		

様式 2
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
水道施設	水道法	水道事業者
施設の種別	管理者等	根拠法令
水道施設	水道事業者（原則市町村。 市町村の同意により市町村 以外の者も可。）	水道法第 6 条
1．P F I 手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。（施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述）。水道事業を经营しようとする者が行う。		
2．管理者が行う権限とされる規定 水道事業の经营（法第 6 条） ア）業務内容：水道事業の经营 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：可 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）		
3．上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 【P F I 事業範囲の例示】 ・水道法上、PFI 事業者が行うことのできる業務の範囲に制限はない ・PFI 事業者が水道事業の经营をしようとする場合については、当該 PFI 事業者が水道法の規定に基づく事業認可を受けることにより、事業经营が可能である。 【指定管理者制度の活用】 ・P F I 事業範囲に同じ。		
4．今後の検討予定等		

様式 3
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
水道施設	水道法	水道用水供給事業者
施設の種別	管理者等	根拠法令
水道施設	水道用水供給事業者	水道法第 2 6 条
1 . P F I 手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。(施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述) 水道用水供給事業を經營しようとする者が行う。		
2 . 管理者が行う権限とされる規定 水道用水供給事業の經營 (法第 2 6 条) ア) 業務内容 イ) 選定事業者 (民間事業者) に行わせる可否 : 可 ウ) 指定管理者制度における権限代行の (範囲内 / 範囲外)		
3 . 上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示 (指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述) 【 P F I 事業範囲の例示 】 ・ 水道法上、PFI 事業者が行うことのできる業務の範囲に制限はない ・ PFI 事業者が水道事業の經營をしようとする場合については、当該 PFI 事業者が水道法の規定に基づく事業認可を受けることにより、事業經營が可能である。 【指定管理者制度の活用】 ・ P F I 事業範囲に同じ。		
4 . 今後の検討予定等		

様式 3
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
病院・診療所	医療法	地方公共団体
施設の種別	管理者等	根拠法令
医療施設	地方公共団体	

1．P F I手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。（施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述）
公共（P F Iにおいては、民間事業者が行うのは建物の建設管理や診療に影響を与えない業務等であり、医業本体は公共が行うため。）

2．管理者が行う権限とされる規定

医業本体

ア）業務内容 診療行為や療養上の世話等

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／~~範囲外~~）

医療法施行令で定める業務（医療法15条の2）

ア）業務内容 食事の提供や医療機器の保守点検等

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 可

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／~~範囲外~~）

医師等の診療又は患者の入院等に影響を与えない業務

ア）業務内容 受付や会計事務等

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 可

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／~~範囲外~~）

3．上記の管理者等の権限を踏まえたP F I事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述）

【P F I事業範囲の例示】

- ・（ア）受付や会計事務等の医師等の診療又は患者の入院等に影響を与えない業務、（イ）食事の提供や医療機器の保守点検等の業務については、委託を行うことが認められている。

【指定管理者制度の活用】

- ・ 指定管理者制度を活用した場合には、上記（ア）・（イ）の業務に加え、診療行為や療養上の世話等の医業本体についても、指定管理者が行うことができる。ただし、医療法の非営利原則により、営利法人は指定管理者となれない。

4．今後の検討予定等

様式 2
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
市町村保健センター	地域保健法	市町村
施設の種別	管理者等	根拠法令
保健衛生施設（ ）	-	地域保健法第 18 条
1. P F I 手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。（施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述） 管理者としての届出、許可に係る規定はなし。		
2. 管理者が行う権限とされる規定 地域保健法第 18 条第 2 項 ア）業務内容 住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 → 可 （明示的な規定はない。） ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外） （明示的な規定はない。）		
3. 上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 【 P F I 事業範囲の例示 】 ・ P F I 事業者は、 （ア）本体業務である、住民に対する健康相談、保健指導及び健康診査 （イ）センターの維持管理上の業務であるメンテナンス、清掃、警備等 その業務のすべてについて、委託を行うことが可能。 【指定管理者制度の活用】 ・ P F I 事業範囲に同じ		
4. 今後の検討予定等		

（ ）市町村保健センター以外の保健衛生施設について

- ・ 精神病院……「医療施設」（別紙）と同様に整理することが可能か検討中。
- ・ 精神障害者社会復帰施設……「社会福祉施設」（別紙）に同じ。

様式 3
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
社会福祉施設	社会福祉関係各法	地方公共団体
施設の種別	管理者等	根拠法令
社会福祉施設	社会福祉事業者（個別法に設置制限のある施設もある。）	社会福祉関係各法
1．P F I手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。（施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述） B T O方式：貸与形式であれば民間事業者、委託形式であれば公共 B O T方式：民間事業者		
2．管理者が行う権限とされる規定 社会福祉事業（社会福祉法第2条） ア）業務内容 社会福祉事業 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 可（一部不可 1，2） 1．特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び保護施設については、個別法による設置主体の制限内であれば、選定事業者に行わせることができる。 2．児童自立支援施設については、児童福祉法施行令第36条第1項及び第5項により、都道府県が設置しなければならないとされ、当該職員等は都道府県の吏員でなければならないため、民間事業者に行わせることはできない。 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）<u>範囲内</u>（一部範囲外 3） 3．児童自立支援施設においては、児童福祉法施行令第36条第5項により、職員等は都道府県の吏員でなければならないため、指定管理者制度を活用できない。		
3．上記の管理者等の権限を踏まえたP F I事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 【P F I事業範囲の例示】 ・ P F I - B T O方式においては、貸与形式の場合に限らず、委託形式の場合も業務のすべてについて、委託を行うことが可能。 ・ P F I - B O T方式においては、業務のすべてを行うことが可能。 ・ 既に存在している建物について、その運営をP F I方式を用いた委託や通常の第三者委託を行う場合には、特別養護老人ホーム、身体障害者更生施設等の社会福祉施設においては、調理業務、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、委託を行うことが可能。		

【指定管理者制度の活用】

- ・ 指定管理者制度を活用した場合には、業務のすべてについて、委託を行うことが可能。ただし、児童自立支援施設については、児童福祉法施行令第 36 条により、職員等が都道府県の吏員でなければならないこととされているため、指定管理者制度の活用ができない。

4 . 今後の検討予定等

様式 1
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
土地改良施設	土地改良法	
施設の種別	管理者等	根拠法令
農業用排水施設等	農林水産大臣、地方公共団体等	土地改良法
1．民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（Yes / No）。 土地改良法に基づいて国や地方公共団体が行う土地改良施設（農業用排水路等）の管理については、本来当該施設の共同利用者である地域の農業者が組織する土地改良区等が主体となることが適当であるところ、受益地が広域にわたる等により農業者による共同管理が困難なものについて、その管理を国や地方公共団体が行う必要がある場合に、一定の強制力が認められる土地改良事業として実施できるよう、土地改良法に定める手続きに従って行われているものである。 このため、国営土地改良事業によって造成された土地改良施設にあつては、民間事業者を土地改良法に基づく管理の権限を有する管理者そのものにすることは出来ない（NO）。 一方、都道府県又は市町村の行う土地改良事業により生じた土地改良施設、国の行う土地改良事業により生じ法第94条の3の規定により市町村に譲与された土地改良施設については、土地改良法で管理主体とされた都道府県や市町村が、地方自治法に基づいて事実行為としての管理の操作等を指定管理者（民間事業者）に行わせることについては、自治事務として自己の判断に委ねられているものと考えている（YES）。		
2．管理者が行う権限とされる規定 該当無し（管理事業に関する土地改良法の規定は、同法によって管理の権限を創設的に認めるというのではなく、同法の適用を受けて土地改良施設を管理する事業を行う場合に必要な事業手続について規定しているもの）。		
3．上記の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 地方公共団体等が土地改良事業の実施主体である場合において、施設の設計、施工等の事実行為については契約に基づき民間事業者が行うことが一般に可能であり、その範囲は個々のケースに応じて検討。 地方自治法に基づいて指定管理者（民間事業者）に行わせることができる事実行為としての管理の範囲は、都道府県の自己の判断に委ねられているものと考えている。なお、費用の強制徴収等行政処分該当する行為は事実行為には該当しない。		
4．今後の検討予定等		

様式 1
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
漁港	漁港漁場整備法	漁港管理者
施設の種別	管理者等	根拠法令
天然又は人工の漁業根拠地 となる水域及び陸域並びに 施設の総合体としての漁港	地方公共団体	漁港漁場整備法第 2 5 条
1. 民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（No）。		
2. 管理者が行う権限とされる規定 漁港管理者の職責（法第 2 6 条） ア）業務内容 漁港管理規程を定め、これに従った適正な漁港の維持、保全及び運営 その他漁港の維持管理 漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 公物管理権に該当しない事実上の行 為は可 ウ）指定管理者制度における権限代行の（条例で委任された公物管理権に基づく行為で あって、権力的な性格のない行為及び事実上の 行為は範囲内） 漁港管理会（法第 2 7 条） ア）業務内容 漁港管理会の設置 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外） 漁港管理規程の制定及び変更（法第 3 4 条） ア）業務内容 当該漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁 港の維持管理に関し必要な事項の漁港管理規程としての制定 漁港管理規程を制定又は変更したときの、公示及び農林水産大臣への届 出 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外） 利用の対価の徴収（法第 3 5 条） ア）業務内容 漁港の維持管理に充てるため、漁港管理規程に定めるところによる利用 料、占用料等の徴収 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否 ウ）指定管理者制度における権限代行の（漁港管理者が管理する施設に係る利用の対価		

の徴収については範囲内)

土地、水面等の使用及び収用(法第36条)

ア)業務内容 漁港の維持管理のため必要がある場合の、他人の土地若しくは水面への
立ち入り又は使用及び収用

イ)選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ)指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

漁港台帳(法第36条の2)

ア)業務内容 漁港台帳の調製

イ)選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ)指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

漁港施設の処分の制限(法第37条)

ア)業務内容 漁港施設の処分許可

イ)選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ)管理代行制度における権限代行の(範囲外)

漁港施設の利用(法第38条)

ア)業務内容 国及び漁港管理者以外が他人に漁港施設を利用させる場合の認可

イ)選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ)指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

漁港の保全(法第39条)

ア)業務内容 水域又は公共空地における行為制限及び漁港の保全の観点からの公有水
面埋立の同意

イ)選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ)指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

監督処分(法第39条の2)

ア)業務内容 許可の取り消し、効力の停止及び原状回復命令等

イ)選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ)指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

土砂採取料及び占用料(法第39条の5)

ア)業務内容 土砂採取料、占用料の徴収

イ)選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ)指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

3. 上記の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示(指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述)

- ・ PFI事業範囲は、漁港管理者が漁港漁場整備法上、地方公共団体のみと規定されていることから、いわゆる事実上の業務に制限される。

なお、個々の漁港施設の管理については、漁港漁場整備法上の特段の制限はないことから、上記に制限されるものではない。

- ・ 指定管理者については、条例で委任された公物管理権に基づく行為であって、権力的な性格のない行為及び事実上の業務に制限される。

4 . 今後の検討予定等

なし

様式 1
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
卸売市場	卸売市場法	開設者
施設の種別	管理者等	根拠法令
中央卸売市場	都道府県又は人口 20 万人以上を有する市	卸売市場法
1．民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（Yes / <u>NO</u> ）。		
2．管理者が行う権限とされる規定 卸売市場法については、一部改正案を第 1 5 9 回通常国会に提出中である。		
3．上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 下記のとおり検討を行っているところである。		
4．今後の検討予定等 卸売市場において、清掃、警備、保守点検等を含め、業務の民間委託を推進することは、効率的な流通を図っていく上で効果的であり、卸売市場行政においても重要な課題であると考えている。 こうした観点から、昨年改正された地方自治法の指定管理者制度を活用した業務の民間委託に関するガイドラインを近く関係者に提示して、卸売市場における民間委託を積極的に推進することとしている。 ただし、中央卸売市場の開設者が行わなければならないとされている法律上の事務のうち、仲卸業務の許可、卸売業者・仲卸業者に対する検査・監督処分、業務改善命令等、公権力の行使に当たる事務については委託を行うことは困難であると考えられる。		

様式 2
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
工業用水道施設	工業用水道事業法	工業用水道事業者
施設の種別	管理者等	根拠法令
ア 工業用水道事業	地方公共団体	第 3 条第 1 項
	地方公共団体以外の者	第 3 条第 2 項
イ 自家用工業用水道	工場、事業場等における自家用工業用水道を設置して用水供給をする者等	第 2 1 条第 1 項 及び施行令第 2 条
1 . P F I 手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。(施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述)。 ○ 工業用水道事業を営もうとするときは、地方公共団体にあっては経済産業大臣への届出、地方公共団体以外の者にあっては経済産業大臣の許可が必要とされる。(第 3 条第 1 項、第 2 項) ○ 自家用工業用水道を設置する者は、給水開始後遅滞なく経済産業大臣に氏名、給水先等を届け出なければならない。(第 2 1 条第 1 項)		
2 . 管理者が行う権限とされる規定 工業用水道事業の実施 (第 2 条第 4 項、第 3 条) ア) 業務内容 一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する。 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 民間事業者が主体となった工業用水道事業においては経済産業大臣の許可により可能。 ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外) 指定管理者の業務範囲については今後の検討課題と考えている。 工業用水道事業の休止及び廃止(第 9 条) ア) 業務内容 工業用水道事業の全部又は一部を休止又は廃止する。 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 民間事業者が主体となった工業用水道事業の場合は、公共の利益が阻害されるおそれがないと認められれば経済産業大臣の許可により廃止が可能。 ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外) 指定管理者の業務範囲については今後の検討課題と考えている。		

供給規程の制定 (第17条) ア) 業務内容 工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定める。 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 民間事業者が主体となった工業用水道事業においては可能。但し経済産業大臣の認可が必要となる。 ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外) 指定管理者の業務範囲については今後の検討課題と考えている。	3. 上記の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示(指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述) 法律上、地方公共団体以外の者においても工業用水道事業の実施が可能とされており、2でも示したとおり民間事業者による実施の権限が留保されている。 地方公共団体が工業用水道事業の実施主体である場合において、民間事業者の業務実施範囲についての実績(計画決定段階のものも含む)は以下のとおり。 浄水場の運転管理・維持管理について、地方公共団体が要求水準を規定した上での複数年の包括的委託 浄水場排水処理施設の施設設計、建設及び運転管理・維持管理において、地方公共団体が要求水準を規定した上での一括契約 浄水場排水処理施設の施設設計、建設及び運転管理・維持管理におけるPFI事業 その他いわゆる事実上の業務委託 ・ 浄水場の運転管理、水質測定等 ・ 設備機器の保守点検、施設の簡易な維持補修 ・ 各ユーザー使用量の検針事務 ・ 脱水処理における排泥・排水処理 ・ 警備、庁舎等管理
4. 今後の検討予定等 工業用水道事業者が地方公共団体である場合において、民間事業者が実施できる業務範囲については、これまでの実績及び具体的な要請等を踏まえた今後の検討課題と考えている。	

様式 2
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
熱供給施設	熱供給事業法	熱供給事業者
施設の種別	管理者等	根拠法令
熱供給事業の用に供される ボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備であって、熱供給事業を営む者の管理に属するもの。	熱供給事業者	法第 3 条（事業許可） 法第 2 条第 2 項（熱供給事業の定義） 法第 2 条第 4 項（熱供給事業施設の定義）
1．P F I 手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。（施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述） ○熱供給事業を営もうとする者は経済産業大臣の許可を受けなければならない（法第 3 条）が、地方公共団体と地方団体以外の者では、許可の基準等が異なる（法第 5 条）		
2．管理者が行う権限とされる規定 事業の許可（第 3 条） ア）業務内容 熱供給事業を営もうとする者は、許可を受けなければならない。 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 民間事業者においても許可基準に適合していれば事業実施は可能。 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外） 熱供給事業法施行後（昭和 4 7 年）地方公共団体が自ら熱供給事業を行った事例はなく、指定管理者制度について想定していない。 熱供給施設の設置及び事業の開始の義務（第 6 条） 供給義務（第 1 3 条） 供給規程の認可（第 1 4 条） 供給条件についての義務（第 1 5 条） 温度等の測定義務（第 1 7 条）等 ア）業務内容 熱供給事業者は、供給規程の認可を受けなければならない。また、供給義務、温度等の測定義務等の義務が課せられている。 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 と同様 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外） と同様		

３．上記の管理者等の権限を踏まえたＰＦＩ事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述）

熱供給事業法施行後（昭和４７年）地方公共団体が自ら熱供給事業を行った事例はないが、民間事業者が行っている熱供給事業の業務は以下のとおり。

熱を供給するために必要な施設の設置及び維持補修等

熱を供給する業務

熱の供給による料金徴収等

その他、熱を供給するために関連した業務

４．今後の検討予定等

なし

様式 1
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
公営住宅	公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）	事業主体
施設の種別	管理者等	根拠法令
公営住宅	事業主体（公営住宅の供給を行う地方公共団体をいう。）	公営住宅法
共同施設		
1．民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（No）。		
2．管理者が行う権限とされる規定		
家賃の決定（第 16 条）		
ア）業務内容		
- 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じて、事業主体が定める。（第 1 項） - 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。（第 2 項） - 事業主体は、入居者が病気にかかっていることその他の特別の事情がある場合において必要と認めるときは家賃を減免することができる。（第 4 項）		
イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否		
地方自治法施行令第 158 条に基づく家賃の徴収の委託は可能。		
ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外）		
地方自治法施行令第 158 条に基づく家賃の徴収の委託は可能。		
敷金（第 18 条）		
ア）業務内容		
- 事業主体は、公営住宅の入居者から 3 月分の家賃に相当する敷金を徴収することができる。（第 1 項） - 事業主体は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要と認めるときは敷金を減免することができる。（第 2 項） - 事業主体は、第 1 項の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するように努めなければならない。（第 3 項）		
イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否		

地方自治法施行令第 158 条に基づく敷金の徴収の委託は可能。

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

地方自治法施行令第 158 条に基づく敷金の徴収の委託は可能。

家賃等の徴収猶予(第 19 条)

ア) 業務内容

事業主体は、入居者が病気にかかっていること等において必要と認めるときは家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

家賃等以外の金品徴収等の禁止(第 20 条)

ア) 業務内容

事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することができない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

修繕の義務(第 21 条)

ア) 業務内容

事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要があるときは、この限りではない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

入居者の募集方法(第 22 条)

ア) 業務内容

事業主体は、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の者を入居させる場合を除くほか、公営住宅の入居者を公募しなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

入居者資格(第 23 条)

ア) 業務内容

公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者にあつては、第二号及び第三号)の条件を具備する

ものでなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予定者を含む。）があること

二 その者の収入が、イ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと

イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合

入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ 公営住宅が、第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの等の場合

災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合

イ又はロの政令で定める金額のいずれをも超えない範囲内で政令で定める金額

三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外）

入居者資格の特例（第 24 条）

ア）業務内容

公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に申込みした場合においては、その者は前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす等。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外）

入居者の選考等（第 25 条）

ア）業務内容

事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない等。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外）

入居者の保管義務等（第 27 条）

ア）業務内容

公営住宅の入居者は、以下の場合には事業主体の承認を得る必要がある。

- ・ 公営住宅の用途を変更する場合
- ・ 公営住宅の模様替え又は増築する場合
- ・ 入居の際に同居した親族以外の者を同居させる場合
- ・ 公営住宅の入居者が死亡又は退去した場合に、その同居者が入居者の地位を承継する場合

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外）

収入超過者に対する措置等（第 28 条）

ア）業務内容

公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き 3 年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。（2 項）

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外）

収入超過者に対する措置等（第 29 条）

ア）業務内容

- ・ 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き 5 年以上入居している場合において最近 2 年間引き続き政令で定める基準を超える収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。（第 1 項）
- ・ 公営住宅の入居者が第 1 項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第 16 条第 1 項及び前条第 2 項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。（第 5 項）
- ・ 事業主体は、第 1 項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。（第 6 項）
- ・ 事業主体は、第 1 項の規定による請求を受けた者が病気にかかっていることその他条例で定める特別の事情がある場合において、その者から申出があったときは、同項の期限を延長することができる。（第 7 項）

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

収入超過者に対する措置等(第30条)

ア) 業務内容

事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き3年以上入居しており、かつ、第28条第1項の政令で定める基準以上の収入のある場合において、必要があると認めるときは、他の適用な住宅に入居できるようにあっせんする等その者が当該公営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない等

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

収入超過者に対する措置等(第31条)

ア) 業務内容

事業主体が第24条第1項の規定による申込みをした者を他の公営住宅に入居させた場合における前3条の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する等。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

公営住宅の明渡し(第32条)

ア) 業務内容

- ・ 事業主体は、次の各号の一に該当する場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。(第1項)
 - 一 入居者が不正な行為によって入居したとき
 - 二 入居者が家賃を3ヶ月以上滞納したとき
 - 三 入居者が公営住宅等を故意に毀損したとき
 - 四 入居者が第27条第1項から第5項までの規定に違反したとき 等
- ・ 事業主体は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求日までの期間については、近傍同種の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃との差額に年5分の割合による支払期後の利息に付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行うまでの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。(第3項)
- ・ 前項の規定は、第1項第二号から五号までの規定により事業主体が当該入居者に損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。(第4項) 等

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲外)

公営住宅監理員（第 33 条）

ア）業務内容

事業主体は、公営住宅等の管理をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために公営住宅監理員を置くことができる。公営住宅監理員は、事業主体の長がその職員のうちから命ずる。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外）

収入状況の報告の請求等（第 34 条）

ア）業務内容

事業主体の長は、第 16 条第 1 項若しくは第 28 条第 2 項の規定による家賃の決定、第 16 条第 4 項（第 28 条第 3 項又は第 29 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免、第 18 条第 2 項の規定による敷金の減免、第 19 条（第 28 条第 3 項又は第 29 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第 29 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 30 条第 1 項の規定によるあっせん等又は第 40 条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入について、当該入居者若しくは雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外）

3. 上記の管理者等の権限を踏まえた PFI 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述）

公営住宅の管理については、入居者の決定及び公営住宅の明渡し等公営住宅法上事業主体が行うこととされている業務は、事業主体のみが行うことができるものであるため、他の者に管理を行わせることはできないが、次のような業務については、選定事業者及び指定管理者に行わせることができる。

管理責任や処分権限で民間事業者が行い得る行為

公営住宅法上事業主体が行うこととされている業務の補助的な業務（管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、あらかじめ、地方公共団体が設定した基準に従って行われる定型的な業務）

- ・ 募集案内の作成
- ・ 申込書の配布
- ・ 入居者決定の通知の発出
- ・ 入居者の家賃の通知

- ・ 入居手続き事務 等

私人の公金取扱いの規定に基づく公営住宅の家賃及び敷金の徴収
事実上の業務

- ・ 公営住宅等の維持管理等のメンテナンス
- ・ 公営住宅等の清掃
- ・ 公営住宅等の維持補修、修繕
- ・ 植栽の管理 等

4 . 今後の検討予定等

様式 1

類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
下水道	下水道法	下水道管理者
施設の種別	管理者等	根拠法令
公共下水道	公共下水道管理者	下水道法第 3 条
流域下水道	流域下水道管理者	下水道法第 2 5 条の 2
都市下水路	都市下水路管理者	下水道法第 2 6 条
1. 民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（Yes / ☒ No）。		
2. 管理者が行う権限とされる規定		
○管理（第 3 条） ア）公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可 ☒ （但し事実行為については可） ウ）指定管理者制度における権限代行の（ ☒ 範囲内 / ☐ 範囲外）（但し事実行為については可）		
○供用開始の公示等（第 9 条） ア）公共下水道管理者は、公共下水道の供用の開始又は終末処理場による下水の処理の開始をしようとするときは、あらかじめ、必要事項を公示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可 ☒ ウ）指定管理者制度における権限代行の（ ☐ 範囲内 / ☒ 範囲外）		
○排水設備の設置等（第 1 0 条） ア）公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合等においては、この限りでない。 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可 ☒ ウ）指定管理者制度における権限代行の（ ☐ 範囲内 / ☒ 範囲外）		
○使用の開始等の届出（第 1 1 条の 2） ア）継続して相当の量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。また、特定施設の設置者は、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可 ☒ ウ）指定管理者制度における権限代行の（ ☐ 範囲内 / ☒ 範囲外）		
○水洗便所への改造義務等（第 1 1 条の 3）		

ア) 公共下水道管理者は、水洗便所への改造義務に違反している者に対し、相当の期間を定めて、くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可^否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○ 除害施設の設置等(第12条)

ア) 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可^否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○ 特定事業場からの下水の排除の制限(第12条の2)

ア) 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、その水質が当該公共下水道への排出口において一定の基準に適合しない下水を排除してはならない。また、終末処理場において処理可能な物質については、公共下水道管理者は、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可^否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○ 特定施設の設置等の届出(第12条の3)

ア) 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするとき等は、公共下水道管理者に届け出なければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可^否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○ 特定施設の構造等の変更の届出(第12条の4)

ア) 第12条の3の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可^否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○ 計画変更命令(第12条の5)

ア) 公共下水道管理者は、第12条の3又は第12条の4の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2の基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法又は特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更等を命ずることがで

きる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可^否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○実施の制限(第12条の6)

ア) 第12条の3又は第12条の4の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。また、公共下水道管理者は、第12条の3又は第12条の4の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可^否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○氏名の変更等の届出(第12条の7)

ア) 第12条の3の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可^否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○承継(第12条の8)

ア) 第12条の3の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可^否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○流域下水道管理者への通知(第12条の9)

ア) 流域関連公共下水道の管理者は、第12条の3、第12条の4、第12条の7又は第12条の8の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第12条の5の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可^否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○除害施設の設置等(第12条の10)

ア) 公共下水道管理者は、第12条の2の規定により公共下水道に排除してはならないこととされる下水以外で、一定の基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可^否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/☐範囲外)

○排水設備等の検査(第13条)

ア) 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可☐否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/☐範囲外)

○使用制限(第14条)

ア) 公共下水道管理者は、公共下水道に関する工事を施行する場合等のやむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可☐否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/☐範囲外)

○兼用工作物の工事(第15条)

ア) 公共下水道管理者は、公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該公共下水道の施設に関する工事を施行させ、又は当該公共下水道の施設を維持させることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可☐否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/☐範囲外)

○公共下水道管理者以外の者の行う工事等(第16条)

ア) 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可☐否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/☐範囲外)

○兼用工作物の費用(第17条)

ア) 公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該公共下水道の施設の管理に要する費用の負担については、公共下水道管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可☐否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/☐範囲外)

○損傷負担金(第18条)

ア) 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☐

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○汚濁原因者負担金(第18条の2)

ア) 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、当該特定賦課金に係る指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☐

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○工事負担金(第19条)

ア) 公共下水道管理者は、一定量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☐

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○使用料(第20条)

ア) 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☐

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○放流水の水質検査(第21条第1項)

ア) 公共下水道管理者は、公共下水道からの放流水の水質検査を行い、その結果を記録しなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☐

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○終末処理場の維持管理(第21条第2項)

ア) 公共下水道管理者は、終末処理場の維持管理をしなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☐

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○発生汚泥等の処理(第21条の2)

ア) 公共下水道管理者は、発生汚泥等については、公共下水道の施設の円滑な維持管理を図るため、適切に処理するほか、有毒物質の拡散を防止するため、適正に処理しなければならない。また、公共下水道管理者は、発生汚泥等の処理に当たっては、脱水、焼却、再生利用等によりその減量に努めなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☐

- ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)
- 公共下水道台帳(第23条)
 - ア) 公共下水道管理者は、公共下水道台帳を調製し、これを保管しなければならない。
 - イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否
 - ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)
- 行為の制限等(第24条)
 - ア) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に物件を設けること等をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。
 - イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否
 - ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)
- 管理(第25条の2)
 - ア) 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。
 - イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否(但し事実行為については可)
 - ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)(但し事実行為については可)
- 供用開始の通知等(第25条の6)
 - ア) 流域下水道管理者は、流域下水道の供用を開始しようとするとき、又は終末処理場により下水の処理を開始しようとするときは、あらかじめ、供用又は処理を開始すべき年月日等の事項を当該流域下水道に係る流域関連公共下水道の管理者に通知しなければならない。
 - イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否
 - ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)
- 使用制限(第25条の7)
 - ア) 流域下水道管理者は、流域下水道に関する工事を施行する場合その他やむを得ない理由がある場合には、流域下水道の全部又は一部を指定してその施設の使用を一時制限することができる
 - イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否
 - ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)
- 原因調査の要請等(第25条の8)
 - ア) 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水が、著しく当該流域下水道の施設の機能を妨げ、又は当該流域下水道の施設を損傷するおそれがある場合等においては、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、期限を定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。また、必要があるときは、流域関連公共下水道への排出を規制する条例の制定等の措置をとるべきことを求めることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☒ 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○他の施設等の設置の制限(第25条の9)

ア) 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道を接続する場合等を除き、何人に対しても、流域下水道の施設にいかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☒ 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○準用規定(第25条の10)

ア) 第7条、第8条、第11条の2、第12条から第12条の8まで、第12条の10から第13条まで、第15条から第18条の2まで及び第21条から第23条まで及び第25条の規定は、流域下水道について準用する。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☒ 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○管理(第26条)

ア) 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☒ 否(但し事実行為については可)

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)(但し事実行為については可)

○指定(第27条)

ア) 都市下水路管理者は、下水道を都市下水路として指定するときは、都市下水路となるべき下水道の区域を公示し、かつ、これを表示した図面を当該都市下水路管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☒ 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○管理の基準等(第28条)

ア) 都市下水路管理者は、当該都市下水路の機能を十分に維持するように管理しなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☒ 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○行為の制限等(第29条)

ア) 都市下水路に物件を設けること等をしようとする者は、条例で定めるところにより、都市下水路管理者の許可を受けなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☒ 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○準用規定(第31条)

ア) 第15条から第18条まで、第23条及び第25条の規定は、都市下水路につい

て準用する。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☐

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/ ☐ 範囲外)

○市町村の負担金(第31条の2)

ア) 公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。また、市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☐

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/ ☐ 範囲外)

○他人の土地の立入又は一時使用(第32条)

ア) 公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☐

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/ ☐ 範囲外)

○許可又は承認の条件(第33条)

ア) 法律の規定による許可又は承認には、条件を附することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☐

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/ ☐ 範囲外)

○改善命令等(第37条の2)

ア) 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第12条の2の規定による基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可 ☐

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/ ☐ 範囲外)

○監督処分等(第38条)

ア) 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、下水道法又は下水道法に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者等に対し、この法律の

規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可^否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

○ 報告の徴収(第39条の2)

ア) 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道を適正に管理するため必要な限度において、悪質下水の排除者及び特定施設の設置者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可^否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

3. 上記の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示(指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述)

○ 下水道事業におけるいわゆる事実上の業務

- いわゆる事実上の業務(事実行為)である建設工事をPFI選定事業者が行うことは可能。
- 下記のいわゆる事実上の業務(事実行為)については、PFI選定事業者及び指定管理者が行うことは可能。

(処理場・ポンプ場施設の維持管理)

- ・ 施設の運転管理
- ・ 水質・汚泥の検査分析
- ・ 沈砂・汚泥の運搬
- ・ 設備機器(電気、ボイラ等)の保守・点検
- ・ 薬剤等の管理・調達
- ・ 施設の清掃・植栽管理

(管路施設の維持管理)

- ・ 施設の清掃
- ・ 施設の調査・補修

(使用料の徴収)

- ・ 下水道使用料の徴収(集金行為)

4. 今後の検討予定等

様式 1
類型

施設名	法令名	管理者・事業者の名称
河川	河川法	河川管理者
施設の種別	管理者等	根拠法令
一級河川	国土交通大臣(指定区間については都道府県知事又は指定都市の長が事務の一部を行うことができる)	第9条
二級河川	都道府県知事(又は指定都市の長)	第10条
準用河川	市町村長	第100条
1. 民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの(代行)になれるか(Yes / ☐ No)。 一定の場合において特例的に、河川管理者以外の者(民間事業者を含む)は河川管理者の承認を受けて河川の工事・維持を行うことができる。(第20条)		
2. 管理者が行う権限とされる規定 河川の区域等を指定・変更・廃止すること(第6条) ア) 業務内容 河川管理者は、河川法第6条第1項第3号の区域、高規格堤防特別区域又は樹林帯区域を指定する。 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否 ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内 / ☐ 範囲外) 河川の管理を行うこと(第9条、第10条、第100条) ア) 業務内容 河川管理者は、河川の管理(河川工事、河川管理施設の操作等の事実行為等公共用物としての河川の保全及び改良並びにその利用の確保及び増進並びにこれらに付随して行われる一切の行為)を行う。 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 一部可(3.のとおり) ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内) 河川の台帳の調製・保管(第12条) ア) 業務内容 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、保管しなければならない。 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否 ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内 / ☐ 範囲外) 附帯工事の施行(第19条)		

ア) 業務内容

河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができる。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否： 当該施設の根拠法令による

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外） //

河川管理者以外の者の施行する工事等の承認（第 20 条）

ア) 業務内容

河川管理者は、工事等を施行しようとする者（河川管理者以外）に対し、承認を行う。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否： 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）

洪水時等における緊急措置（第 22 条）

ア) 業務内容

洪水、高潮等による危険が切迫した場合において、水災防御・被害軽減のため緊急の必要があるときは、河川管理者は、土地使用、物資の収用、障害物の処分等を行うことができる。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否： 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）

高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等（第 22 条の 2）

イ) 業務内容

河川管理者は、高規格堤防特別区域内において、高規格堤防部分の損傷等河川管理上著しい支障が認められる場合、他人の土地において、その支障を除去するために必要な限度において、高規格堤防部分を原状に回復する措置等を行うことができる。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否： 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）

流水占用の許可（第 23 条）

イ) 業務内容

河川の流水を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否： 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）

土地の占用の許可（第 2 4 条）

ア）業務内容

河川区域内の土地（民有地を除く）を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

土石等の採取の許可（第 2 5 条）

ア）業務内容

河川区域内の土地（民有地を除く）において、土石等を採取しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

工作物の新築等の許可（第 2 6 条第 1 項）

ア）業務内容

河川区域内の土地において工作物を新築・改築・除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

土地の掘削等の許可（第 2 7 条第 1 項）

ア）業務内容

河川管理者は、土地の掘削等土地の形状を変更する行為や竹木の栽植・伐採をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

竹木の流送等の禁止・制限・許可（第 2 8 条）

ア）業務内容

竹木の流送、舟・いかだの通航については、河川管理者は政令又は条例により、河川管理上必要な範囲内において、禁止・制限し、その許可を受けさせることができる。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止・制限許可(第29条第1項)

ア) 業務内容

河川の流水の方向、清潔、流量、幅員・深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、河川管理者は政令又は条例で禁止・制限し、その許可を受けさせることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

許可工作物の使用制限(第30条第1項)

ア) 業務内容

第26条第1項の許可を受けて工作物を新築・改築する者は、その工事について河川管理者の完成検査を受け、合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

用途を廃止した工作物に対する原状回復命令(第31条第2項)

ア) 業務内容

河川管理者は、許可を受けて設置された工作物の用途を廃止する旨の届出があった場合、河川管理上必要があると認めるときは、当該工作物を除去し、河川を原状に回復する等の措置をとることを命ずることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

権利の譲渡の承認(第34条第1項)

ア) 業務内容

第23条から第25条の許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

河川管理者の工作物に関する工事の施行(第37条)

ア) 業務内容

河川管理者は、第26条第1項の許可を受けた者の委託があった場合、当該許可に係る工作物に関する工事を自ら行うことができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

水利使用の許可に係る損失の補償の協議についての裁定(第42条第2項)

ア) 業務内容

水利使用に関する第23条・第26条第1項の許可により損失を受ける者があるときは、当該許可を受けた者はその損失を補償するが、補償にあたり許可を受けた者と関係河川使用者とが協議を行うにあたり、協議が成立しない場合、河川管理者は求めに応じて裁定を行うことができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

ダムの操作規程の策定・変更の承認、変更命令(第47条)

ア) 業務内容

ダム設置者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、ダムの操作規程を定めなければならない。その策定・変更の際は河川管理者の承認を受けなければならない。また、河川管理者は、河川に関する特別の事情により、当該操作規程によっては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、操作規程の変更を命ずることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

2.1 洪水調節のための指示(第52条)

ア) 業務内容

河川管理者は、洪水による災害の防除又は軽減のため、ダムの設置者に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

2.2 渇水時における水利使用の調整に関するあっせん・調停(第53条第3項)

ア) 業務内容

渇水時に水利使用の許可を受けた者が相互に水利使用の調整について必要な協議を行うとき、当該協議が成立しない場合において、河川管理者は水利使用の調整に関してあっせん・調停を行うことができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

2 3 河川保全区域の指定（第 5 4 条第 1 項）

ア）業務内容

河川管理者は河川管理施設等を保全するため必要があるとき、河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

2 4 河川保全区域における行為の制限（第 5 5 条第 1 項）

ア）業務内容

河川保全区域内において、土地の掘削、工作物の新築・改築等を行う者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

2 5 河川予定地の指定（第 5 6 条）

ア）業務内容

河川管理者は、河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべき土地を河川予定地として指定することができる。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

2 6 河川予定地における行為の制限（第 5 7 条第 1 項）

ア）業務内容

河川予定地において、土地の掘削、工作物の新築・改築等を行う者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

2 7 河川立体区域の指定（第 5 8 条の 2 ）

ア）業務内容

河川管理者は、河川管理施設が地下に設けられた場合等において、第 6 条第 1 項の規定に関わらず、当該河川管理施設に係る河川区域を地下又は空間について一定の範囲を定めた立体的な区域（河川立体区域）として指定することができる。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

2 8 河川保全立体区域の指定（第 5 8 条の 3 ）

ア) 業務内容

河川管理者は、河川立体区域を指定する河川管理施設を保全するため必要があるとき、河川立体区域に接する一定の範囲の地下又は空間を河川保全立体区域として指定することができる。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）

2 9 河川保全立体区域における行為の制限（第 5 8 条の 4 第 1 項）

ア) 業務内容

河川保全立体区域において、土地の掘削、工作物の新築・改築等を行う者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）

3 0 河川予定立体区域の指定（第 5 8 条の 5）

ア) 業務内容

河川管理者は、河川工事の施行により新たに河川立体区域として指定すべき地下又は空間を河川予定立体区域として指定することができる。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）

3 1 河川予定立体区域における行為の制限（第 5 8 条の 6 第 1 項）

ア) 業務内容

河川予定立体区域において、土地の掘削、工作物の新築・改築等を行う者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）

3 2 監督処分を行うこと（第 7 5 条）

ア) 業務内容

河川管理者は、河川法に違反している者等に対して、一定の事由があるときは、許可の取消し、原状回復その他必要な措置をとることを命ずることができる。またこの場合、過失がなく当該措置を命ずるべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者・委任した者に行わせることができる。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外) 3.3 河川監理員に指示させること(第77条) ア) 業務内容 河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、適法でない状態の適切かつ迅速な是正を図るため、必要な措置を指示する権限を行わせることができる。 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否 ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外) 3.4 許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査(第78条) ア) 業務内容 河川管理者は、許可を受けた者等から河川管理上必要な報告を徴し、又はその職員に許可に係る工事等を行う場所等に立ち入り、工事の状況、物件等を検査させることができる。 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否 ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外) 3.5 地方公共団体への委託(第99条) ア) 業務内容 河川管理者は、特に必要があると認めるときは、河川管理施設の維持・操作等でその影響が当該地方公共団体の区域に限られるものについて、関係地方公共団体に委託することができる。 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否 ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)	3. 上記の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示(指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述) 河川の管理のうち以下の事実行為については選定事業者(民間)は実施可能 ・災害対応(危機管理を含む)、計画の策定などの行政的判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外の、建設・維持修繕工事の実施等 (行政的判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外が対象範囲となる点では指定管理者制度も同様)
4. 今後の検討予定等	

様式 1
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
航路標識	航路標識法	海上保安庁
施設の種別	管理者等	根拠法令
航路標識	海上保安庁	航路標識法第 2 条
1．民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（Yes / No ）、 N O		
2．管理者が行う権限とされる規定 航路標識の設置及び管理は、海上保安庁が行う。（航路標識法第 2 条） ア）業務内容 航路標識の設置及び管理 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外） 対象外（指定管理者制度そのものがない）		
3．上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 記述する際には、少なくとも下記の から の項目について触れること。 管理責任や処分権限で民間事業者が行い得る行為（仮に一定の範囲で公共が設定した基準に従う場合には、その旨も記述） 該当なし。 私人の公金取扱いの規定に基づく使用料等の収入の徴収 該当なし。 当該施設運営に係るソフト面の企画 該当なし。 いわゆる事実上の業務 ・敷地内の除草、施設の清掃 ・灯台で使用する電球等の補修物品の購入、払い出し		
4．今後の検討予定等 昨年の調査結果のとおり、大型の灯台の建設の予定はない。		

様式 1
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
砂防設備	砂防法	都道府県知事
施設の種別	管理者等	根拠法令
砂防設備	都道府県知事	砂防法第 5 条
1．民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（No）		
2．管理者が行う権限とされる規定 （砂防法第 1 1 条の 2） ア）台帳の調製及び保管 （砂防ノ台帳ハ砂防指定地台帳及砂防設備台帳トス） イ）否 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外） （砂防法第 2 3 条） ア）立入権等（砂防ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地又ハ之ニ隣接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得） イ）否 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外）		
3．上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 砂防設備の管理における事実行為のうち、災害対応(危機管理を含む)、計画の策定などの行政的判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外の、例えば建設・維持修繕工事の実施等については選定事業者(民間)が行うことは可能		
4．今後の検討予定等		

様式 3
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
鉄 道	鉄道事業法	鉄道事業を営もうとする者
施設の種別	管理者等	根拠法令
1．P F I手法を活用した事業の場合の事業者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。（施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述） 鉄道事業を営もうとする者（官民間問わず）は、路線及び鉄道事業の種別により、国土交通大臣の許可を受け鉄道事業を行う。		
2．管理者が行う権限とされる規定		
3．上記の管理者等の権限を踏まえたP F I事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 鉄道事業法では従来から民間が事業者になることは制約がなく、PFI 事業においてもその事業範囲に相違は無い。		
4．今後の検討予定等		

様式 1

類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
都市公園	都市公園法	公園管理者
施設の種別	管理者等	根拠法令
都市公園	地方公共団体	都市公園法第 2 条の 3
	国土交通大臣	

1. 民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（Yes / ☐ No）。

2. 管理者が行う権限とされる規定

都市公園の設置（第 2 条の 2）

ア）業務内容

都市公園は、次条（ 参照 ）の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり公告することにより設置されるもの。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（ / ☐ 範囲外 ）

都市公園の管理（第 2 条の 3）

ア）業務内容

都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否（但し事実行為については可）

ウ）指定管理者制度における権限代行の（ / ☐ 範囲外 ）（但し事実行為については可）

公園管理者以外の者の公園施設の設置等に関する許可（第 5 条）

ア）業務内容

公園管理者以外の者から公園施設の設置管理許可申請を受け、許可不許可を決定

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / ☐ 範囲外）

兼用工作物の管理（第 5 条の 2）

ア）業務内容

都市公園と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合は、各々の管理者が協議の上、別に管理方法を定めることができる。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / ☐ 範囲外）

都市公園の占用の許可（第 6 条、第 7 条）

ア）業務内容

公園施設以外の工作物等を設けようとする者から占用許可申請を受け、許可不許

可を決定

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

都市公園の設置管理、占用許可の条件の設定(第8条、第9条)

ア) 業務内容

都市公園の設置管理、占用許可に都市公園管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

国の設置に係る都市公園における行為の許可(第10条の3)

ア) 業務内容

国の設置に係る都市公園において、物品の販売や独占利用しようとする者から、行為許可申請を受け、許可不許可を決定。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

監督処分(第11条)

ア) 業務内容

規定に該当する者に対して、許可の取り消しや必要な措置を命ずることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

都市公園の保存(第16条)

ア) 業務内容

公園管理者はみだりに都市公園を廃止してはならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

都市公園台帳(第17条)

ア) 業務内容

公園管理者は、台帳を作成し、これを管理しなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

3. 上記の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示(指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述)

施設の種別において、取扱いが異なる場合には、施設の種別ごとに記述。

記述する際には、少なくとも下記の から の項目について触れること。

管理責任や処分権限で民間事業者が行い得る行為(但し指定管理者、都市公園

法第 5 条第 2 項の許可を受けた公園管理者以外のものに限る)

都市公園法上、特別の定めがなく条例に委ねられている管理権限

○ 地方公共団体の設置に係る都市公園における行為の禁止

- ・ 都市公園の損傷、汚損
- ・ 竹木の伐採、植物の採取 ほか

○ 地方公共団体の設置に係る都市公園における行為の許可

- ・ 物品の販売
- ・ 競技会、集会等の催しのための独占利用 ほか

私人の公金取扱いの規定に基づく使用料等の収入の徴収

当該施設運営に係るソフト面の企画

- ・ 事実行為としてのイベント開催
- ・ 事実行為としての教室、講座等の開催 ほか

いわゆる事実上の業務

- ・ 施設の点検、維持補修
- ・ 巡回
- ・ 施設の清掃
- ・ 植栽の管理
- ・ 自らの収入としない利用料金の収受 ほか

P F I 事業者 . . . 、

指定管理者 、 、 、

4 . 今後の検討予定等

様式 3
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
自動車道	道路運送法	自動車道事業者
施設の種別	管理者等	根拠法令
自動車道	自動車道事業者	道路運送法第 4 7 条（免許）
1 . P F I 手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。（施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述） 公共（地方公共団体や国等）が行う自動車道事業については、公共（自動車道事業の免許を受けた者）が行う。		
2 . 管理者が行う権限とされる規定 ・ 事業の管理の受委託（道路運送法第 7 2 条の二） ア）自動車道事業の管理の受委託 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 当該事業を適格に遂行する能力があれば可 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）		
3 . 上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 現状においても、道路運送法により、事業者はその自動車道事業の管理の受委託を行うことができ、その範囲及び方法（使用料等の収入の徴収や業務範囲等）については、互いに取り決めたうえ、認可申請されることとなっている。 ただし、管理を委託した事業者について、第三者に対する経営上の一切の責任は、委託者が負担する。		
4 . 今後の検討予定等 すでに、道路運送法において管理の受委託について定めている。		

様式 1

類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
道路	道路法	道路管理者
施設の種別	管理者等	根拠法令
高速自動車国道	国土交通大臣	高速自動車国道法第 6 条
一般国道（指定区内）	国土交通大臣	道路法第 12 条、第 13 条
一般国道（指定区外）	国土交通大臣 （又は都道府県（指定都市））	道路法第 12 条、第 13 条
都道府県道	都道府県（指定都市）	道路法第 15 条
市町村道	市町村	道路法第 16 条

・ 民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（Yes / ☐ No）。

○ 一定の場合においては特例的に、道路管理者以外の者（民間事業者を含む）が道路管理者の承認を受けて道路に関する工事・維持を行うことができる（道路法第 24 条）。

・ 管理者が行う権限とされる規定

- 道路を新設、改築及び管理すること（第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条）
 - 国道の新設、改築及び管理は、国土交通大臣が行うほか、都道府県道の管理は都道府県知事が、市町村道の管理は市町村長が行うこととされている。
 - 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・一部可（☐ のとおり）
 - 指定管理者制度における権限代行の（☐ 一部範囲内 / ☐ 範囲外）（☐ のとおり）
- 道路の区域を決定、又は変更し、それを公示すること（第 18 条第 1 項）
 - 道路管理者は路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、これを公示しなければならない。
また、道路の区域を変更した場合も同様とされている。
 - 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
 - 指定管理者制度における権限代行の（☐ 範囲内 / ☐ 範囲外）
- 道路の供用を開始、又は廃止し、それを公示すること（第 18 条第 2 項）
 - 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、その旨を公示しなければならない。
 - 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
 - 指定管理者制度における権限代行の（☐ 範囲内 / ☐ 範囲外）
- 共用管理施設の管理方法について協議すること（第 19 条の 2 第 1 項）
 - 共用管理施設の管理については、道路管理者及び共用管理施設関係道路管理者は、

- 協議して別にその管理の方法を定めることができる。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
5. 共用管理施設の管理方法について公示すること（第19条第5項）
- ア) 共用管理施設の管理に関する協議が成立した場合においては、共用管理施設関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
6. 兼用工作物の管理方法について協議すること（災害復旧に関する工事の施行に係るものを除く）（第20条第1項）
- ア) 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、協議して別にその管理の方法を定めることができる。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
7. 兼用工作物の管理方法について公示すること（第20条第6項）
- ア) 兼用工作物の管理方法に関する協議が成立した場合においては、道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
8. 他の工作物の管理者に道路に関する工事を施行させること（第21条）
- ア) 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持させることが適当であると認められるときは、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
9. 工事原因者に道路に関する工事を施行させること（第22条第1項）
- ア) 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事等を当該工事の執行者等に施行させることができる。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
10. 他の工事を施行すること（第23条第1項）
- ア) 道路管理者は、道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

- イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可。(. のとおり。ただし、当該施設の根拠法令による。)
 - ウ) 指定管理者制度における権限代行の(☐ 一部範囲内 / 範囲外)(. のとおり。ただし、当該施設の根拠法令による。)
11. 道路に関する工事を行うことを承認し、及び当該承認必要な条件を附すること(第24条、第87条第1項)
- ア) 道路管理者以外の者は、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。
 - イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否
 - ウ) 指定管理者制度における権限代行の(☐ 範囲内 / ☐ 範囲外)
12. 駐車料金を徴収すること(第24条の2第1項)
- ア) 道路管理者は、道路管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、自動車駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。
 - イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)
 - ウ) 指定管理者制度における権限代行の(☐ 一部範囲内 / 範囲外)(. のとおり)
13. 駐車料金を免れた者から割増金を徴収すること(第24条の2第3項)
- ア) 道路管理者は、駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の倍に相当する額を割増金として徴収することができる。
 - イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)
 - ウ) 指定管理者制度における権限代行の(☐ 一部範囲内 / 範囲外)(. のとおり)
14. 道路台帳を調製し、及びこれを保管すること(第28条第1項)
- ア) 道路管理者は、その管理する道路の台帳を調製し、これを保管しなければならない。
 - イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)
 - ウ) 指定管理者制度における権限代行の(☐ 一部範囲内 / 範囲外)(. のとおり)
15. 道路と鉄道との交差について協議すること(第31条第1項)
- ア) 道路と鉄道とが相互に交差する場合においては、当該道路の道路管理者は、日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者と当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。
 - イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否
 - ウ) 指定管理者制度における権限代行の(☐ 範囲内 / ☐ 範囲外)
16. 占用の許可を与え、及び当該許可に必要な条件を附すること(第32条第1項・第3項、第87条第1項)
- ア) 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。また、許可にあたり、道路

管理者は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

17. 占用に関する工事の調整のための条件を附すること(第34条)

ア) 道路管理者は、占用許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、占用に関する工事を調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

18. 国の行う占用について国と協議し、同意すること(第35条)

ア) 国の行う事業のための道路の占用については、国が道路管理者に協議し、その同意を得ることとされている。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

19. 水道、電気、ガス事業等のための占用に関する工事の計画書を受理すること(第36条第1項)

ア) 水道、電気、ガス事業者等が占用許可を受けようとする場合においては、あらかじめ工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・可

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

20. 占用禁止(制限)区域を指定すること(第37条第1項)

ア) 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認められる場合においては、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限をすることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

21. 占用禁止(制限)区域の指定について警察署長と協議すること(第37条第2項)

ア) 道路管理者は、道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

22. 占用禁止(制限)区域の指定の公示をすること(第37条第3項)

ア) 道路管理者は、道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合

においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

23.道路の占用に関する工事を施行すること(第38条第1項)

ア) 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占用者の委託があった場合においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に係のあるものを自ら行うことができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内/範囲外)(. のとおり)

24.占用料を徴収すること(第39条第1項)

ア) 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内/範囲外)(. のとおり)

25.道路占用者に対して必要な指示をすること(第40条第2項)

ア) 道路管理者は、道路占用者に対して、原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

26.道路を維持・修繕すること(第42条)

ア) 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内/範囲外)(. のとおり)

27.車両の積載物の落下の予防のために必要な措置を命ずること(第43条第2項)

ア) 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法は正その他の通行について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

28.沿道区域を指定し、及びこれを公示すること(第44条第1項・第2項)

ア) 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例(指定区間内の国道にあっては、政令)で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。ま

た、沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

29.沿道区域において必要な措置を命ずること(第44条第4項)

ア) 道路管理者は、沿道区域内にある土地、竹木又は工作物による道路の構造への損害、又は交通への危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

30.違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者等に除去させること、保管し、公示すること、売却し、及び代金を保管すること、廃棄すること(第44条の2第1項・2項・3項・4項・5項)

ア) 道路管理者は、違法放置物件が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると認められる場合であって、当該違法放置物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し必要な措置をとることを命ずることができないときは、当該違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。道路管理者は、違法放置物件を除去し、又は除去させたときは、当該違法放置物件を保管しなければならない。道路管理者は、違法放置物件を保管したときは、当該違法放置物件の占有者等に対し当該違法放置物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。道路管理者は、保管した違法放置物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は公示の日から起算して三月を経過してもなお当該違法放置物件を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該違法放置物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該違法放置物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。道路管理者は、違法放置物件の売却につき買受人がない場合において、価額が著しく低いときは、当該違法放置物件を廃棄することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内/範囲外)(. のとおり)

31.違法放置物件に係る負担金を徴収すること(第44条の2第7項)

ア) 違法放置物件の除去、保管、売却、公示等に要した費用は、当該違法放置物件の返還を受けるべき違法放置物件の占有者等の負担とされている。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)

- ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内 / 範囲外)(. のとおり)
- 32.道路標識又は区画線を設けること(第 4 5 条第 1 項)
- ア) 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。
- イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内 / 範囲外)(. のとおり)
- 33.道路の通行を禁止し、又は制限すること(第 4 6 条第 1 項)
- ア) 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。
- イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内 / 範囲外)
- 34.水底トンネルにおける危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限すること(第 4 6 条第 3 項)
- ア) 道路管理者は、水底トンネルの構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。
- イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内 / 範囲外)
- 35.トンネル、橋等における通行を禁止し、又は制限すること(第 4 7 条第 3 項)
- ア) 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によって安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。
- イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内 / 範囲外)
- 36.車両の通行の許可をすること、許可について他の道路管理者に協議し、同意すること、許可証を交付すること(第 4 7 条の 2 第 1 項・2 項・5 項)
- ア) 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、政令で定める最高限度をこえる車両の通行を許可することができる。
- イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内 / 範囲外)(. のとおり)
- 37.最高限度を超える車両等を通行させている者に対して必要な措置をすることを命ずる

こと、車両の制限に関する基準に適合するよう必要な措置を講ずべきことを命ずること（第47条の3第1項・2項）

ア）道路管理者は、政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他の通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険の防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

38.通行の禁止又は制限の場合における道路標識を設置すること（第47条の4）

ア）道路管理者は、道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の対象、区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置しなければならない。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・一部可（ . のとおり）

ウ）指定管理者制度における権限代行の（一部範囲内／範囲外）（ . のとおり）

39.道路一体建物について協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること（第47条の6第1項）

ア）道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者になろうとする者との協議が成立したときは、協定を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・一部可（ . のとおり）

ウ）指定管理者制度における権限代行の（一部範囲内／範囲外）（ . のとおり）

40.道路一体建物について協定を締結した旨を公示し、閲覧に供すること等（第47条の6第2項）

ア）道路管理者は道路一体建物について協定を締結した場合においては、その旨を公示し、かつ、協定又はその写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供しなければならない。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

41.道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること（第47条の9）

ア）道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路について、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該道路の上下の空間又は地下について、上下の範囲を定めて、道路保全立体区域の指定をすることができる。

イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否

ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

- 42.道路保全立体区域において必要な措置を命ずること（第48条第2項・4項）
- ア）道路管理者は、道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者に対して、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすことを防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
- 43.自動車専用道路を指定すること（第48条の2第1項・2項）
- ア）道路管理者は、必要があると認めるときは、自動車のみの一般交通の用に供する道路を指定することができる。
- イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
- 44.自動車専用道の指定を公示すること（第48条の2第4項）
- ア）道路管理者は、自動車専用道路の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
- 45.道路等と自動車専用道路の連結又は交差の協議をし、又は許可すること（第48条の4）
- ア）道路等の管理者は、道路等を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該自動車専用道路の道路管理者の許可を受けなければならない。
- イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
- 46.自動車専用道路の通行の禁止又は制限に係る道路標識を設置すること（第48条の5第2項）
- ア）道路管理者は、自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。
- イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・一部可（ . のとおり）
- ウ）指定管理者制度における権限代行の（一部範囲内／範囲外）（ . のとおり）
- 47.自動車専用道路における必要な措置を命ずること（第48条の6）
- ア）道路管理者は、みだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。
- イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
- 48.自転車専用道路等を指定すること（第48条の7第1項・2項・3項）

- ア) 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、区間を定めて、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分を指定することができる。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
- 49.自転車専用道路等の指定について市町村長と協議すること（第48条の7第4項）
- ア) 道路管理者は、自転車専用道路等を指定しようとする場合においては、あらかじめ、当該道路又は道路の部分の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
- 50.自転車専用道路等の指定について公示すること（第48条の7第5項）
- ア) 道路管理者は自転車専用道路等の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
- 51.自転車専用道路等の通行制限等に係る道路標識を設置すること（第48条の9第4項）
- ア) 道路管理者は、自転車専用道路等の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・一部可（ . のとおり）
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（一部範囲内／範囲外）（ . のとおり）
- 52.自転車専用道路等の通行制限違反行為に対して必要な措置を命ずること（第48条第10項）
- ア) 道路管理者は、自転車専用道路等の通行方法等の制限に違反している者に対し、通行の中止その他の交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
- 53.市町村に対し、工事又は維持に要する費用の一部を負担させること（第52条第1項）
- ア) 都道府県の負担する道路管理費用のうち、その工事又は維持で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）
- 54.共用管理施設の費用の分担の方法等について協議すること（第54条の2第1項）

ア) 国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で共用管理施設に関するものについては、共用管理施設関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

55.兼用工作物の費用分担について協議すること(第55条第1項)

ア) 国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、当該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

56.原因者負担金を徴収すること(第58条)

ア) 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとされている。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内/範囲外)(. のとおり)

57.附帯工事に要する費用を徴収すること(第59条)

ア) 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、その必要を生じた限度において、道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならないとされている。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内/範囲外)(. のとおり)

58.兼用工作物の費用を徴収すること(第60条)

ア) 他の工作物の管理者が道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内/範囲外)(. のとおり)

59.受益者負担金を徴収すること(第61条)

ア) 道路管理者は、道路に関する工事に因って著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

- イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内/範囲外)(. のとおり)
60. 占用工事費負担金を徴収すること(第62条)
- ア) 道路の占用に関する工事に要する費用は、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならない。
- イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内/範囲外)(. のとおり)
61. 他人の土地に立ち入ること等(第66条第1項)
- ア) 道路管理者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)
62. 長時間放置車両を移動すること、移動について警察署長の意見を聴くこと、長時間放置車両を保管すること、保管場所等を告知し、必要な措置を講じ、及び公示すること、放置されていた場所等に移動すること等(第67条の2第1項～5項)
- ア) 道路管理者は、緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。
- イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・一部可(. のとおり)
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の(一部範囲内/範囲外)(. のとおり)
63. 非常災害時に土地を一時使用等し、又は付近に居住する者等を防御に従事させること(第68条第1項・2項)
- ア) 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎょに従事させることができる。
- イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)
64. 土地の一時使用等により損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること(第69条)
- ア) 道路管理者は、土地の一時使用等により損害を受けた者に対して、協議の上、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／**範囲外**）
- 65.道路の新設又は改築により損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合に収用委員会に裁決を申請すること（第70条）
- ア) 道路管理者は、道路を新設し又は改築したことに因り損失を受けた者に対して、協議の上、補償金を支払わなければならない。協議が成立しない場合においては、収用委員会に裁決を申請することができる。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／**範囲外**）
- 66.道路法に違反した者等に対し監督処分をし、又は措置を命ずること、監督処分を命ずる者が確知できない場合に、自ら措置を行うこと等（第71条第1項・2項・3項）
- ア) 道路管理者は、道路法に違反した者等に対して、監督処分をし、又は措置を命じ、監督処分を命ずる者が確知できない場合には、自ら措置を行うことができる。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／**範囲外**）
- 67.監督処分を命ずる者が確知できない場合に自から措置を行うことを公告すること（第71条第3項）
- ア) 道路管理者は、監督処分を命ずる者が確知できず自ら措置を行う場合は、その旨をあらかじめ公告しなければならない。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／**範囲外**）
- 68.道路監理員を任命すること、道路監理員に監督処分を行わせること（第71条第4項）
- ア) 道路管理者は、その職員のうちから道路監理員を命じ、監督処分を行わせることができる。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／**範囲外**）
- 69.道路監理員に通行の方法等の規制を行わせること（第71条第5項）
- ア) 道路管理者は、道路監理員に通行方法等の規制を行わせることができる。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否
- ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内／**範囲外**）
- 70.監督処分に係る損失を補償すること、補償に係る協議をすること（第72条第1項・2項）
- ア) 道路管理者は監督処分によって通常受けるべき損失を、協議の上、補償しなければならない。
- イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

71. 監督処分に係る第三者に対する負担金を徴収すること(第72条第3項)

ア) 道路管理者は、監督処分に係る補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

72. 負担金等の強制徴収をすること(第73条)

ア) 道路法、道路法に基づく命令若しくは条例又はこれらによってした処分により納付すべき負担金等を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

73. 道路予定区域内の土地の形質の変更等の許可をすること(第91条第1項)

ア) 道路予定区域内においては、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

74. 道路予定区域における制限により受けた損失について協議し、補償すること(第91条第3項・4項)

ア) 道路予定区域における制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

75. 不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること(第92条第4項)

ア) 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、不用物件とこれらの物件とを交換することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

76. 不用物件の使用の申出をし、及びその引渡を受けること(第93条)

ア) 不用物件を他の道路の新設又は区域の変更のために使用する必要がある場合であって、且つ、当該不用物件が当該道路の区域内にある場合において、当該道路の道路管理者がその旨を当該不用物件の管理者に申し出たときは、当該不用物件の管理者は、これを当該道路管理者に引き渡さなければならない。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外) 77.都道府県公安委員会の意見を聴き、又は通知、協議等を行うこと(第95条の2第1項・2項) ア) 道路管理者は、道路に区画線を設け、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築をおこな い、若しくは道路上に道路の附属物である自動車駐車を設けようとするときは、 当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否・・・否 ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)
・上記の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示(指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述) 計画の策定や工事の発注等の行政判断を伴う業務や、占用許可、通行規制等の行政権の行使を伴う業務以外の、例えば、建設工事や維持修繕の実施等の事実行為については、選定事業者(民間)が行うことは可能。指定管理者制度についても同様。
・今後の検討予定等

高速自動車国道法及び道路整備特別措置法については、道路関係四公団民営化関係法案の立法作業中につき、今回の調査の対象外としている。

様式 1
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
飛行場	航空法・空港整備法	飛行場の設置者
施設の種別	管理者等	根拠法令
第 1 種空港～第 3 種空港	国土交通大臣又は地方公共 団体	空港整備法第 3 条～第 9 条、 航空法第 38 条
1．民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（Yes / No）。 空港整備法は、飛行場のうち航空ネットワーク上重要なもの（空港）について、国と地方公共団体が一定の費用分担の下、その整備を行うことを定めたものである。一方、飛行場の設置、管理は、空港整備法ではなく、航空法において定められており、地方公共団体、民間事業者の区別なく、一定の管理能力等があれば、飛行場の設置、管理を行うことができる。		
2．管理者が行う権限とされる規定 1．で述べたとおり、管理に係る規定は航空法において定められる。 （様式 3 の航空法を参照。） （ 条） ア）業務内容 イ）定事業者（民間事業者）に行わせる可否 ウ）定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）		
3．上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 1．で述べたとおり、管理に係る規定は航空法において定められる。 （様式 3 の航空法を参照。）		
4．今後の検討予定等		

様式 3
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
飛行場	航空法	飛行場の設置者
施設の種別	管理者等	根拠法令
飛行場	航空法第 38 条の許可を受けた者	航空法第 38 条
1 . P F I 手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。(施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述) 飛行場の設置者が行う。(民間事業者が設置する飛行場であれば、当該飛行場の設置者たる民間事業者が行う。)		
2 . 管理者が行う権限とされる規定 制限表面の管理 (航空法第 4 9 条) ア) 業務内容 制限表面(飛行場周辺の高さ制限の上限)をこえて設置された物件の除去要求。 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 制限表面の管理は飛行場の設置者の権限としているため、設置者が設置者以外の者に対して、当該管理の権限を代行させることはできない。 ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外) 範囲外である。		
3 . 上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示(指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述) 航空法においては、飛行場の設置者に対し、上記権限の他に様々な施設の管理に関する義務を課している。同法は、このうち安全に関するもの及び他人の権利・利益を制限するもの(制限表面の管理、用地・施設使用の許可、構内営業の許可、警務・消防業務、料金設定、料金を自らの収入として徴収すること等)については、施設の設置・管理者が最終的な責任を持つことを前提としている。 このため、飛行場においては、施設の点検、清掃等の事実上の業務に加え、上記のような性格を持つ業務についても他の民間事業者が行う場合には、当該民間事業者が施設の設置・管理主体となるべきものと考えらる。 なお、上記のような性格をもつ業務であっても、処分の方法について予め設置・管理者が設定した基準、運用方法に従って、定型的に行わせるに過ぎない場合(事実行為としての警務・消防業務、料金徴収等)は、P F I 手法を活用し、民間事業者に行わせることも可能と考える。 指定管理者制度による場合も、同様である。		
4 . 今後の検討予定等		

様式 1
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	都道府県知事
施設の種別	管理者等	根拠法令
急傾斜地崩壊防止施設	なし	なし
1．民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（No）。		
2．管理者が行う権限とされる規定 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 17 条） ア）土地の立入り等（都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、都道府県営工事のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。） イ）否 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外）		
3．上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 急傾斜地崩壊防止施設の管理における事実行為のうち、災害対応(危機管理を含む)、計画の策定などの行政的判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外の、例えば建設・維持修繕工事の実施等については選定事業者(民間)が行うことは可能		
4．今後の検討予定等		

様式 1
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
駐車場	駐車場法	路上駐車場管理者
施設の種別	管理者等	根拠法令
路上駐車場	地方公共団体	駐車場法第 6 条
1. 民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（Yes / No ）。 No		
2. 管理者が行う権限とされる規定 路上駐車場を設置すること（第 5 条） ア） 業務内容 駐車場整備計画が定められた場合においては、地方公共団体は、その駐車場整備計画に基づいて路上駐車場を設置するものとする。 イ） 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 路上駐車場の設置は地方公共団体が行うものとされており不可 ウ） 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外） 範囲外 路上駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収すること（第 6 条） ア） 業務内容 路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、同項の規定により設置した路上駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。 イ） 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 路上駐車場利用者からの駐車料金の徴収行為は、公物管理権に基づく非権力的性格を有する行為に当たり、選定事業者に行わせることは可能である。 ウ） 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外） 範囲内		
3. 上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 設置された路上駐車場の管理・運営		
4. 今後の検討予定等		

様式 3
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
駐車場	駐車場法	路外駐車場管理者
施設の種別	管理者等	根拠法令
路外駐車場		駐車場法第 12 条
1．P F I 手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。（施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述）。 管理者が行う		
2．管理者が行う権限とされる規定		
3．上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 路外駐車場については、従来より民間が管理者になることに制約はなく、P F I 事業によっても、変化は生じない。		
4．今後の検討予定等		

様式 3
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
港湾施設	港湾法	港湾管理者・民間事業者
施設の種別	管理者等	根拠法令
港湾施設	地方公共団体、港務局又は民間事業者	港湾法第 2 条第 5 項

1 . P F I 手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。(施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述)

地方公共団体又は港務局が行う。

2 . 管理者が行う権限とされる規定

港湾施設の設置・管理主体は公的主体に限られていない。実際にも、民間事業者が設置・管理を行う港湾施設は港湾内に多数存在しており、自らがその管理者として権限を行使しているところ。

以下は、管理者が地方公共団体又は港務局の場合の規定

港湾施設を良好な状態に維持すること(第 1 2 条第 1 項第 2 号)

ア) 業務内容

港湾管理者は、自らが管理する港湾施設を良好な状態に維持する。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否

可(ただし、事実行為について)

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(☐ 範囲内 / 範囲外)

港湾工事の実施(第 1 2 条第 1 項第 3 号)

ア) 業務内容

港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全に必要な港湾施設の建設及び改良に関する港湾工事を実施する。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否

可

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内 / ☐ 範囲外)

国・地方公共団体の所有に属する港湾施設の管理受託(第 1 2 条第 1 項第 4 号)

ア) 港湾管理者は、国・地方公共団体の所有に属する港湾施設で、一般公衆の利用

に供するものの管理を受託する。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否

可（ただし、事実行為について）

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）

水域施設の使用規制（第 12 条第 1 項第 4 号の 2）

ア) 業務内容

港湾管理者は、航路通行の順位決定や泊地の指定といった水域施設の使用に係る規制を行う。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否

否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）

係留施設の運営及び使用規制（第 12 条第 1 項第 5 号）

ア) 業務内容

港湾管理者は、一般公衆の利便増進のため必要な係留施設を自ら運営するとともに、当該係留施設を利用する船舶に対し係留場所の指定等係留施設の使用に係る規制を行う。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否

可（ただし、運営について）

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）

普通財産たる港湾施設の貸し付け（第 12 条第 1 項第 9 号）

ア) 業務内容

港湾管理者は、自らが管理する港湾施設のうち、一般公衆の利用に供することを要しないものや自ら運営することを適当としないもの（普通財産）を貸し付ける。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否

否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外）

港湾運送事業者等に対する上屋、荷役機械等の使用規制（第 12 条第 1 項第 10 号）

ア) 業務内容

港湾管理者の管理に係る上屋、荷役機械等の港湾施設を利用する港運事業者等に対し、貨物の移動の円滑化や港湾施設の有効利用の観点から、港湾管理者が当該施設の使用に係る規制を行う。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否

否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（☐範囲内☐範囲外）

廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設及び廃油処理施設の管理運営（第 12 条第 1 項第 11 号の 3）

ア) 業務内容

港湾管理者は、廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設及び廃油処理施設の管理運営を行う。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否

可（ただし、運営及び事実行為に該当する管理について）

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（☐範囲内☐範囲外）

福利厚生施設の設置管理（第 12 条第 1 項第 12 号）

ア) 業務内容

港湾管理者は、船舶乗組員や港湾労務者のための福利厚生施設の設置、管理を行う。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否

可（ただし、設置及び事実行為に該当する管理について）

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（☐範囲内☐範囲外）

（ただし、管理について）

港湾施設利用に係る料率表の作成及び公表（第 12 条第 1 項第 13 号）

ア) 業務内容

港湾管理者は、港湾施設の利用に係る最新の料率表を作成し、その公表を行う。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否

否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の（☐範囲内☐範囲外）

（ただし、料率表の作成について）

港務局による港湾施設の建設等に係る債券の発行（第 30 条第 1 項）

ア) 業務内容

港務局は、港湾施設の建設、改良又は復旧費用を賄うために、債券を発行することができる。

イ) 選定事業者（民間事業者）に行わせる可否

否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

港務局の提供する施設の利用料不払者からの過怠金の徴収(第44条第6項)

ア) 業務内容

港務局は、第12条の2の規程に基づき、詐偽等不正な行為により港務局の提供する施設に係る利用料金の徴収を免れた者から、一定の過怠金を徴収することができる。

イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否

否

ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)

3. 上記の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示(指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述)

管理責任や処分権限で民間事業者が行い得る行為
港湾施設の建設及び改良に関する港湾工事をする事。

- ・ 荷役機械の整備
- ・ 管理棟の整備
- ・ 浮桟橋等係留施設、陸上保管施設の整備 等

私人の公金取扱いの規定に基づく使用料等の収入の徴収
特になし。

当該施設運営に係るソフト面の企画
特になし。

いわゆる事実上の業務

PFI事業者は、以下のような日常の維持管理及び施設の更新を行う。

- ・ 荷役機械等のメンテナンス
- ・ 管理棟等の清掃・維持管理

4. 今後の検討予定等

様式 3
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
公園事業に係る施設	自然公園法	法令に規定なし
施設の種別	管理者等	根拠法令
国立公園における公園事業に係る施設	国	第 9 条第 1 項
同上	地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下、「公共団体」）	第 9 条第 2 項
国定公園における公園事業に係る施設	都道府県	第 10 条第 1 項
同上	都道府県以外の公共団体	第 10 条第 2 項
1 . P F I 手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。（施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述） 公園事業執行者である公共が行う。		
2 . 管理者が行う権限とされる規定 公園事業の執行（第 9 条第 1 項、同条第 2 項、第 10 条第 1 項及び同条第 2 項）		
3 . 上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 公園事業に係る施設の執行に際し、事実行為として施設の整備、管理運営を行うこと（第 9 条第 1 項、同条第 2 項、第 10 条第 1 項及び同条第 2 項） ア）業務内容 国立公園又は国定公園における公園事業については、国又は地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下、「公共団体」）が執行する（この場合の執行には、施設の設置、管理経営する行為が含まれる。）ことができる。 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 選定事業者は、公園事業執行者にはならないが、公園事業の執行のうち、設置（整備）及び管理経営を事実行為として担うことが可能。 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内 / 範囲外） 整備後の施設管理については、指定管理者が行うことは可能と考えられる。		
4 . 今後の検討予定等 指定管理者による施設の管理については、現行の制度の中で対応可能と考えられる。		

様式 2
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市町村・一部事務組合
施設の種別	管理者等	根拠法令
一般廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設を設置しようとする者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条
1 . P F I 事業者（民間事業者）は、一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事に申請を行い、施設設置の許可を受けなければならない。		
2 . 管理者が行う権限とされる規定 廃棄物処理法において、特段の定めがない。		
3 . 上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 廃棄物処理法において特段の定めがないため、P F I 事業者が全般的に業務を行い得る。		
4 . 今後の検討予定等		

様式 3
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
施設の種別	管理者等	根拠法令
産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者(P F I 法第 2 条第 3 項に定める公共施設等の管理者等に限らない。)	第 1 5 条
産業廃棄物処理施設	廃棄物処理センター (P F I 法第 2 条第 3 項に定める公共施設等の管理者等に限らない。)	第 1 5 条の 5
1 . P F I 手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。(施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述) 管理者が P F I 手法を活用して産業廃棄物処理施設を整備する場合、廃棄物処理法第 1 5 条における設置者は、必ずしも管理者でなくても、P F I 事業者が自ら設置者になり得る。 同様に、廃棄物処理法第 1 5 条の 5 では、P F I 事業者が環境大臣から廃棄物処理センターの指定を受けることができる。		
2 . 管理者が行う権限とされる規定 廃棄物処理法において、特段の定めがない。		
3 . 上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示 (指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述) 廃棄物処理法において特段の定めがないため、P F I 事業者が全般的に事業を行い得る。		
4 . 今後の検討予定等 特になし		

様式 3
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
浄化槽	浄化槽法	浄化槽管理者
施設の種別	管理者等	根拠法令
浄化槽	市町村・一部事務組合	浄化槽法
1．P F I手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。（施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述） 事業の基本計画や契約書により、浄化槽の管理に関し権原を有する者を明確にし、浄化槽法上の浄化槽管理者を決めることとなる。		
2．管理者が行う権限とされる規定 浄化槽法第10条 ア）業務内容：浄化槽の保守点検及び清掃 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 可能 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外） 範囲内 浄化槽法第7条、第11条（法定検査） ア）業務内容：法定検査の受検 イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否 可能 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外） 範囲内		
3．上記の管理者等の権限を踏まえたP F I事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） ・ 保守点検の委託 ・ 清掃の委託 ・ 法定検査の受検手続きの委託		
4．今後の検討予定等		

様式 1
類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
海岸	海岸法	海岸管理者
施設の種別	管理者等	根拠法令
海岸保全区域	地方公共団体 (都道府県、市町村)	海岸法第 5 条
一般公共海岸区域	地方公共団体 (都道府県、市町村)	海岸法第 3 7 条の 3
1. 民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの(代行)になれるか(Yes / ☐ No)。 海岸法第 5 条により、海岸管理者は地方公共団体に限定されていることから、民間事業者は海岸法に基づき管理者そのものにはなれない。		
2. 管理者が行う権限とされる規定 ● 海岸保全区域の指定(第 3 条、第 4 条) ア. 業務内容 都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置等を行う必要があるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。 イ. 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 否 ウ. 指定管理者制度における権限代行の(範囲内 / ☐ 範囲外) ● 海岸保全区域及び一般公共海岸区域の管理(第 5 条、第 6 条、第 3 7 条の 3) ア. 業務内容 海岸保全区域及び一般公共海岸区域の管理については、海岸管理者(都道府県知事、市町村長、港湾管理者、漁港管理者)が行うこととされている。 (なお、この場合の「管理」とは、「新設、改良等のみならず、海岸保全区域の占用許可、行為の制限等海岸法上の管理行為を指す」ものである。) また、海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代わって主務大臣が自ら工事を施行することができる。とされている。 イ. 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否: 一部可(3. の通り) ウ. 指定管理者制度における権限代行の(範囲内 / ☐ 範囲外)		

●海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用（第7条、第12条、第37条の4）

ア．業務内容

海岸管理者以外の者が海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、海岸管理者の許可を受けなければならない。（一般公共海岸区域においても同様）

イ．選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ．指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

●海岸保全区域及び一般公共海岸区域の行為の制限（第8条、第8条の2、第12条、第37条の5、第37条の6）

ア．業務内容

海岸保全区域内において土石の採取、土地の掘削等を行う場合、海岸管理者の許可を受けなければならない。（一般公共海岸区域においても同様）

イ．選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ．指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

●海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に関する監督（第20条）

ア．業務内容

海岸管理者は、必要と認められるときは、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に当該海岸保全施設に立ち入り、これを検査させることができる。

イ．選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：否

ウ．指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）

3．上記の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述）

災害対応（危機管理を含む）計画の策定や新設・改良工事等の発注などの行政判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外の、施設の施工等の実施が想定される

4．今後の検討予定等

様式 1

類型

施 設 名	法 令 名	管理者・事業者の名称
地すべり防止施設 ぼた山崩壊防止施設	地すべり等防止法	都道府県知事
施設の種別	管理者等	根拠法令
地すべり防止施設 ぼた山崩壊防止施設	都道府県知事	第 7 条 第 4 1 条
1. 民間事業者は、同法に基づき管理者そのもの（代行）になれるか（No）。		
2. 管理者が行う権限とされる規定 （地すべり等防止法第 1 6 条） ア）土地の立入り等（都道府県知事又はその命を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。） イ）否 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外） （地すべり等防止法第 2 6 条） ア）地すべり防止区域台帳（都道府県知事は、地すべり防止区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。） イ）否 ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲外）		
3. 上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述） 地すべり防止施設の管理における事実行為のうち、災害対応(危機管理を含む)、計画の策定などの行政的判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外の、例えば建設・維持修繕工事の実施等については選定事業者(民間)が行うことは可能		
4. 今後の検討予定等		